令和８年度　第１回　真田地域協議会　会議次第

令和８年４月２８日（火）午後７時
真田地域自治センター　講堂

１　開　　会

２　センター長あいさつ

３　委員紹介

４　地域協議会の概要と任務等について（資料２～資料５）

５　協議事項
（１）真田地域協議会会議運営要綱の確認について（資料１）

（２）正副会長の選出について

（３）上田市真田林業会館の譲渡について

（４）令和８年度真田地域協議会の開催日程について

６　報告・確認事項
（１）旧上田市真田農林産物展示販売施設の貸付事業者について

（２）住民自治組織「真田の郷まちづくり推進会議」評議員について

（３）その他

８　閉　　会

令和8年度 第１回真田地域協議会	資料 No1

真田地域協議会会議運営要綱（案）

（目的）

第１条　この要綱は、真田地域協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長の互選の方法）

第２条　会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

（会長等の責務）

第３条　会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

２　副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

３　委員は、地域協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（地域協議会の会議の招集）

第４条　会長は、地域協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第５条　委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は平成１８年１０月３日から施行する。

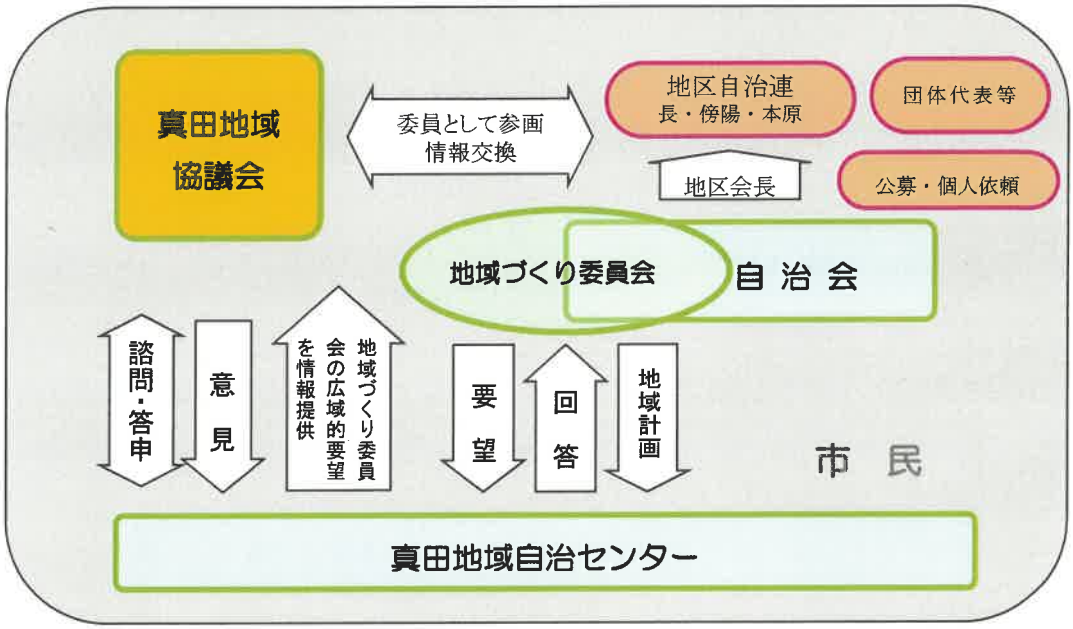
令和８年度
真田地域協議会
資料２

真田地域協議会について

今まで積み上げてきた地域の特性や個性を大切にしながら地域全体の発展を目指す「分権型自治」を築くため、市内に４つの地域協議会が設置されています。

真田地域協議会では、真田地域の特性を活かし、住みよい地域実現のための取り組みを進めます。

■　地域協議会のイメージ図



地域協議会の任務　※【第６条（任務等）】【第３条（対象地区に係る重要事項等）】

(1) 対象地区に係る事項について、市長等の求め（諮問）に応じて審議（答申）する。

(2) 対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができる。

(3) 市長が必要と認める事項等については、あらかじめ地域協議会の意見を聴く。

（地域振興基金※を活用した事業についての協議や承認など）

※地域振興基金

合併前の各市町村で地域づくり等を目的として積み立てた基金を、合併の際に地域振興基金（持寄り基金）として造成し直したもので、旧市町村で積み立てた額の範囲内で、その地域内の地域づくりや課題解決のために活用されている。

(4) 対象地区に係るまちづくりについての調査研究を行うことができる。

地域協議会の構成　※【第８条（組織等）】

(1) 委員数20人以内。（女性の登用率の目標を40％以上）

(2) 各種団体等を代表する者（団体等からの推薦者）、学識経験を有する者、公募者（２人以内）。

(3) その他、市長が特に認めた者。

地域協議会委員の任期　※【第８条（組織等）】

(1) 委員の任期は、２年。（再任は可能。）

① 真田地域の第１１期委員　（任期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日）

今期の委員の選出区分は次のとおりです。（女性委員登用率50%）

団体代表等　14人
個人依頼　6人
公募委員　0人

選出団体　地区自治会連合会(菅平自治会)・真田地域保育所連合保護者会・上田市食改善推進協議会真田ﾌﾞﾛｯｸ・真田町文化協会・真田地区PTA連絡会・上田市ｽﾎﾟｰﾂ協会真田町ｽﾎﾟｰﾂ協会・真田地域ｼﾆｱｸﾗﾌﾞ・真田地区民生児童委員協議会・菅平高原観光協会・真田町商工会・JA 信州うえだ女性部真田支所　（順不同）

② 協議会の公開等

真田地域協議会は、月1回の開催を予定しています。

地域住民の皆さんに協議会の活動の様子を知っていただくため、自治センターだよりや市のホームページで会議の様子などをお知らせしています。

また、議会と同様地域協議会は傍聴もできますので協議会を傍聴される方が来られることもあります。

※ 地域協議会の協議内容の詳細については、会議概要として上田市ホームページや「地域自治センターだより」等でご確認いただけます。

③ 身分等について

・地域協議会委員は非常勤特別職にあたり、地方公務員法は適用されませんが、地域協議会の性格上、服務に関する規定に従い、任にあたられるようお願いします。

・市の付属機関の委員のため、地域協議会委員の報酬は、条例で日額6，800円（勤務に要した時間が4時間未満の場合は3，800円）と定められています。委員報酬は、指定いただいた口座に振り込みますが、その際、3．063%を源泉徴収させていただきます。

④ 活動実績

- 第一次上田市総合計画「真田地域まちづくり方針」について　諮問 →【答申】
- 真田地域における図書館施設の整備について　【意見書】→ 意見書再検討 →【意見書】
- 真田地域における観光の推進に関する意見　【意見書】
- 創意と工夫の地域づくりの推進「地域づくり委員会の継続発展に向けて」　【意見書】
- 真田地域の活性化に向けた交通ネットワークの整備について　【意見書】
- 安心して暮らせる地域づくりの推進「真田地域の防災について」　【意見書】
- 第二次上田市総合計画「地域の特性と発展の方向性」について　諮問 →【答申】
- NHK 大河ドラマ放送決定に係る協議、市、関係団体等に対する提案
- 真田地域有線放送電話事業の廃止に係る意見聴取
- 地域振興基金を活用した事業についての協議や承認
- 地域の小中学校の将来に関する検討

お問い合わせ

地域協議会事務局（真田地域自治センター地域振興課内）**関谷**

TEL0268-72-2202(直通)　ﾒｰﾙ：stiiki@city.ueda.nagano.jp

令和８年度 第１回真田地域協議会	資料 No3

○上田市地域自治センター条例

平成18年３月６日

条例第10号

注　平成24年３月から条文沿革を注記した。

（設置）

第１条　市民の参加と協働による住民自治の向上に寄与し、地域の個性とまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す分権型自治を構築するため、地域自治センターを設置する。

（名称、位置等）

第２条　地域自治センターの名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
上田地域自治センター	上田市大手一丁目11番16号	合併前の上田市の区域
丸子地域自治センター	上田市上丸子1612番地	合併前の丸子町の区域
真田地域自治センター	上田市真田町長7178番地1	合併前の真田町の区域
武石地域自治センター	上田市下武石742番地	合併前の武石村の区域

２　前項の上田地域自治センターの区域に、次の地域自治センターを置き、その名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
豊殿地域自治センター	上田市芳田1261番地2	林之郷、芳田の一部、殿城、漆戸
塩田地域自治センター	上田市中野20番地	小島、本郷、山田、手塚、新町、十人、前山、野倉、八木沢、舞田、保野、五加、中野、下之郷、富士山、古安曽、別所温泉
川西地域自治センター	上田市小泉863番地1	浦野、岡、仁古田、越戸、小泉の一部、上室賀、下室賀

（平24条例１・令２条例40・一部改正）

（地域自治センターの役割）

第３条　地域自治センターは、市民に身近な業務を行い、地域の意見を反映し、さまざまなまちづくり活動を行う拠点として、次の役割を担う。

(1)　地域振興や地域課題に関すること。

(2)　生涯学習及び地域福祉等住民に身近な施設に関すること。

(3)　住民と協働して行うまちづくりに関すること。

(4)　住民自治の推進並びにコミュニティ活動の育成及び支援に関すること。

（支所機能）

第４条　地域自治センターのうち、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター及び川西地域自治センターについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項及び第２項の規定による市長の権限に属する事務を分掌させる支所とし、その所管区域は、第２条の対象区域とする。

（地域協議会）

第５条　地方自治法第138条の４第３項の規定により、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会を置く。

２　地域協議会は、第２条第１項に定める地域自治センターに置くものとする。

３　地域協議会の名称、対象区域及び当該地域協議会を所管する地域自治センターは、市長が別に定める。

（令７条例39・一部改正）

（任務等）

第６条　地域協議会は、対象区域に係る事項について、市長その他の市の機関（以下「市長等」という。）の求めに応じて審議するものとする。

２　地域協議会は、対象区域に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができるものとする。

３　地域協議会は、対象区域に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行うことができるものとする。

（令７条例39・一部改正）

第７条　市長等は、地域協議会の対象区域に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

２　市長等は、前条第２項の規定により地域協議会から意見の申出を受けた場合において、必要があると認めたときは、適切な措置を講ずるものとする。

（令７条例39・一部改正）

（組織等）

第８条　地域協議会は、委員24人以内をもって組織する。

２　委員は、地域協議会の対象区域に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、

市長が特に認めた者については、この限りでない。

３　市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たり、委員の構成が対象区域の市民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　委員は、地域協議会の対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。ただし、市長が特に認めた者については、この限りではない。

（令７条例39・一部改正）

（会長及び副会長）

第９条　地域協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、委員の４分の１以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

３　地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、地域協議会に諮った上で公開しないことができる。

（補則）

第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成18年３月６日から施行する。

附　則（平成18年７月１日条例第285号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成18年７月１日から施行する。

（施行時の委員の特例）

第２条　この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員（以下「施行時の委員」という。）

の任期は、第８条第４項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの間とする。

２　施行時の委員が再任される場合において、第８条第５項ただし書の規定により当該委員の在任期間を通算するときは、前項の任期における在任期間を２年とみなす。

（上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成24年３月26日条例第１号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月23日条例第40号）

この条例は、令和３年３月29日から施行する。

附　則（令和７年12月24日条例第39号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和8年度 第１回真田地域協議会	資料 No4

○上田市地域協議会規則

平成18年７月１日

規則第208号

注　令和３年11月から条文沿革を注記した。

（趣旨）

第１条　この規則は、上田市地域自治センター条例（平成18年条例第10号。以下「条例」という。）第５条第３項及び第11条の規定により、地域協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（地域協議会の名称等）

第２条　地域協議会の名称及び対象区域並びに当該地域協議会を所管する地域自治センターは、次のとおりとする。

名称	対象区域	所管する地域自治センター
上田地域協議会	合併前の上田市の区域	上田地域自治センター 豊殿地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター
丸子地域協議会	合併前の丸子町の区域	丸子地域自治センター
真田地域協議会	合併前の真田町の区域	真田地域自治センター
武石地域協議会	合併前の武石村の区域	武石地域自治センター

（令３規則13・令７規則34・一部改正）

（地域協議会の対象区域に係る重要事項等）

第３条　条例第７条第１項に規定する地域協議会の対象区域に係る重要事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　総合計画の基本計画に基づくまちづくりの方針に関する事項

(2)　合併協定書の合意事項

(3)　重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項

(4)　地域振興事業基金の活用に関する事項

２　前項第１号に規定する事項は、諮問事項とする。

３　市長は前２項の規定にかかわらず、特に必要と認める事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、又は諮問するものとする。

（令７規則34・一部改正）

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年７年１日から施行する。

附　則（平成18年７月10日規則第215号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年11月30日規則第13号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年12月24日規則第34号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

令和8年度 第１回真田地域協議会資料	資料５

地域振興事業基金（持寄基金）について

１　経過

合併前の各市町村で地域づくり等を目的としていた基金については、合併後旧市町村単位の地域づくりや課題解決等のために活用していくことで合併協議が進み、現在、地域振興事業基金（持寄基金）として活用方針・基準を定め、活用しています。

２　活用方針（抜粋）

（１）基金は、各地域におけるソフト・ハード事業の予算の財源に充当できる。

（２）合併前の地域の実情に鑑み、各地域の振興事業や地域内分権の推進に関する事業予算に財源に充当できる。

３　活用事業（基準）ハード事業は 1/2、ソフト事業は 10/10 の充当率を基本とする。

	基金の活用に関する該当事業等
1	合併による影響緩和措置として、必要と思われる事業
2	地域協議会の発案に基づく特色ある事業 （例：総合計画に基づく住民と住民、住民と行政との協働による事業（地域協議会からの意見書の提出によるもの））
3	地域独自のイベント事業 ・市民まつり事業の記念的事業／地域イベント事業の発展的事業
4	コミュニティの活性化に資する事業（例：住民協働による事業など）
5	地域資源を利活用した事業
6	地域課題に対応する事業

４　真田地域の基金の状況（令和７年度見込み額）

合併時持寄基金額	224,976 千円
H18～R7 活用額	167,825 千円
利子積立額	7,491 千円
R7 年度末残高	64,642 千円

５　主な活用実績

- 合併による影響緩和措置（森と緑やすらぎ空間構想補助金、除雪機購入補助）
- 菅平高原リゾートセンター改修事業
- サニアパーク 10 周年記念イベント事業
- 真田運動公園・真田体育館・真田中央公民館、ふれあいさなだ館改修等事業
- 真田氏発祥の郷誘客事業
- 渋沢地区代替バス路線用車
- ＮＨＫ大河ドラマ関係事業
- 真田まつり運営事業
- 姉妹都市ダボス交流事業　など

６　持寄り基金実績（令和７年度）

- 姉妹都市ダボス交流事業　27 千円